

感染症による出席停止について

次の疾病は学校保健安全法第 19 条によって他の生徒に感染する可能性のある間は登校できません。

	感染症名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（インフルエンザ A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで。
第 2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
第 3 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管性出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ウイルス性胃腸炎【ノロ ロタ アデノウイルス】など）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで。

●医師の診察を受け、出席停止の診断、指示を受けたらすぐに学校へ欠席の連絡をしてください。そのときに診断名と出席停止の指示が出たことをお伝えください。

●疾病が治癒し、医師から登校許可がありましたら、学校所定の「登校許可報告書」を保護者のほうで記入の上、担任に提出してください。なお、その際は**疾病の罹患、及び治療が確認できる書類（薬剤証明書、処方箋など）を必ず添付してください。**

●「登校許可報告書」は学校でお渡しすることもできますが、本校 HP よりダウンロードしてご使用ください。

●この様式以外での治癒証明書、医療機関による証明書でも、内容が同等であれば出席停止の対象と認めることができます。

●ご不明な点があれば保健室までお問い合わせください。

インフルエンザ出席停止期間の基準早見表

		発症日 (0日目)	発症日 (1日目)	発症日 (2日目)	発症日 (3日目)	発症日 (4日目)	発症日 (5日目)	発症した後5日を経過した後		
基準		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
A	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
B	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
C	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
D	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
E	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

● インフルエンザの出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。発症した日からかざると、6日間の出席停止が必要となります。その後は解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

● 発症日(当日0日目)は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。そのため病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要です。

● 抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、ウイルスの感染力はまだ残っています。また、一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。医師の指示にしたがい、出席停止期間を守って登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐように心がけてください。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準早見表

		発症日 (0日目)	発症日 (1日目)	発症日 (2日目)	発症日 (3日目)	発症日 (4日目)	発症日 (5日目)	発症した後5日を経過した後		
基準		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
A	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	軽快後1日目	軽快後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
B	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	軽快後1日目	軽快後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
C	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快後1日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
D	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快後1日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
E	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	軽快後1日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

● 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快し、1日を経過するまで」です。発症した日からかざると、6日間の出席停止が必要となります。その後は解熱し、軽快した日によって出席停止日が延期されていきます。

● 発症日(当日0日目)は、病院に受診した日ではなく、新型コロナ感染症の症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。そのため病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要です。

● 医師の指示にしたがい、出席停止期間を守って登校を控えることで、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐように心がけてください。

登校許可について

学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止の感染症は治癒するまで出席停止が指示されます。ご家庭においては医師と相談の上、適切な処置をとってください。

なお、医師との間で感染の恐れがないと確認されましたら、下記の報告書に保護者が必要事項を記入の上、裏面に処方薬剤説明書のコピー（患者名・日付・薬剤名・医療機関名等が記入されたもの）を添付して学校へ提出してください。

注意事項

- 1 下記報告書は、医師に記入していただくものではありません。保護者でご記入ください。
- 2 裏面に処方薬剤説明書のコピーを添付してください。
- 3 考査中については別途「診断書」または「通院証明書」等の提出が必要です。

記

登校許可報告書

_____年_____組_____番 氏名_____

病 名_____

上記の感染症においては、医師より感染の恐れがないと指示されましたので登校させます。

出席停止期間（この病気での欠席前日の早退も含みます）

令和 _____年 _____月 _____日より
令和 _____年 _____月 _____日まで

令和 _____年 _____月 _____日

保護者氏名_____